

町政報告 (要約)



平成24年第3回町議会定例会が9月28日に招集され、報告2件、議案3件、意見案1件が審議され10月1日に閉会しました。

そのあらましについてお知らせします。

はじめに

北海道においても長引く残暑の厳しさの中で、異常な気候変動による突発・局地的な自然災害の脅威と、急がれる地方の防災対策に対する国の支援策の具現化が遅れている現状への懸念が高まっています。

一方で、領有権と国際貿易、脱原発とエネルギー・環境戦略などの新たな国政課題の行方と、混迷が続く政局の下での国の未処理法案の国会審議や補正予算、近づく来年度の予算編成などの動向が、今後の地方自治

町政報告

泊原発周辺16市町村の新たな安全協定の動向

体運営にどのように影響してくるのか、私たちはこれからの日々の国政の動きに注視していかなければなりません。

後志町村会では、昨年の福島第1原子力発電所の事故発生以来、泊原子力発電所の安全確保対策の強化、情報の共有及び放射線監視体制の強化等について、道知事や北海道経済産業局、北海道電力また、経済産業省原子力安全・保安院、環境省、国土交通省、国会議員等に対し要望活動を展開してきた経過にあります。

道は、こうした後志管内の自治体からの意見や一連の要望行動などを受けて、今年4月から6月までの間に管内の市町村長に対し、新たな安全協定等の締結についての意向の把握や情報共有のための説明と意見交換を行ってきたところです。

こうした経過を経て、7月18日に道総務部危機対策局の橋本原子力安全課長他1名が来庁

し、新たな安全協定素案の内容について、8月22日開催の議会全員協議会で議員各位にお配りした資料に基づき、初めての説明があつたところです。

道が提示した新たな安全協定素案は、昭和61年2月に泊原発地元4町村と北電及び道との間で既に締結している現行の安全協定とは別に、拡大されるUPZ 30 km圏の管内1市15町村と道及び北電との間で新たな協定の締結をめざそうとするもので、

- ① 防災対策などの情報提供や意見交換を行う連絡会の設置
- ② 環境放射線の測定の実施
- ③ 運転管理の状況や検査結果・検査項目など平常時報告
- ④ 異常時連絡

などを主な協定事項としています。

私は、福島原発事故を踏まえた昨年3月17日の町議会での『国・道・近隣市町村と連携して、新たな防災対策の検討に努めるべき。』との町議会の決議をも踏まえて、後志町村会の一員としてこれまでの要望活動に参加してきたところです。

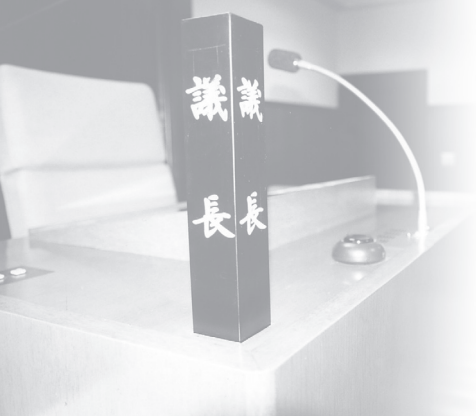
今回、道から提示のあつた新たな協定素案の内容には、一部

にまだ細部の調整・検討の余地もあると考えていますが、私は、一定程度の町民の安全対策に寄与する第一歩となるものと評価しています。

しかし、道では8月中旬に各市町村の意見を集約し、新たな協定締結の可否を判断していきたいとしていることから、8月22日開催の議会全員協議会での議員各位からご提言頂きました、同協定素案に関する率直かつ色々なご意見については、その後8月27日に来庁した橋本道原子力安全課長に対し、その内容を詳しく報告するとともに、同協定素案の主要な条項の取り扱いについて私からも意見を述べたところです。

引き続き、今後の本件に対する他町村の意向やその取り扱い、同協定素案の内容の変化等の動向については、随時議員各位に状況をご報告し、当町として適切に対応してまいりたいと考えております。

今後、道から北電など関係機関との調整が整い、最終的に1市15町村に対し、最終協定案が提示された場合には、議会と協議のうえ、後志町村会・後志総



合開発期成会の一員として、協定締結に参加してまいりたいと考えております。

町長が議会で陳謝

後期高齢者保険料事務の遅滞

平成20年4月からの高齢者医療制度の改正により、75歳以上の方と65歳から74歳までで一定の障がいのある方は、「後期高齢者医療制度」で医療を受けることになり、同制度の被保険者の資格の管理に関する事務や、医療給付に関する事務、保険料の賦課に関する事務等は道内のすべての市町村をもつて組織する「北海道後期高齢者医療広域連合」が行っています。

この事務のうち、75歳と65歳（障がい者）の方及び65歳から75歳までの間に新たに障がい者の認定を受けた方の、誕生日若しくは認定を受けた月の属する1会計年度分の年間保険料のみについては、公的年金からの特別徴収ではなく、当該被保険者の住所地の市町村が、広域連合で賦課した普通徴収分の保険料データにより納入通知書を作成のうえ、該当者に送付し、各市町村の後期高齢者医療特別会計

での保険料の歳入調定及び収納処理を行い、広域連合へ負担金として納付する事務を行っているところだ。

去る8月15日に、同広域連合から23年度の全道市町村の普通徴収に係る徴収率が公表され、当町の収納率が低かったことから、所管の住民福祉課において当該保険料の賦課・収納状況の精査をしていたところですが、同月28日に広域連合からも同様の趣旨の照会があり、前任の担当職員への聞き取りなど事実関係を調査した結果、平成21年度から23年度までの各会計年度中に、新たに普通徴収の年齢等に到達した該当者分の保険料納入通知書が、積丹町から未送付であり、また同保険料の歳入調定事務処理も未済であることが判明しました。

これら後期高齢者医療保険料納入通知書の送付の遅滞は、21年度が5件2万9,600円、22年度が43件81万9,100円、23年度が39件69万1,000円、合計87件153万9,700円分であります。

それを受けて、9月3日、同広域連合へその状況の説明を行

い、今後の対応について協議し、未送付となっている保険料納入通知書については、改めて現任の住民福祉課長と担当主査職員が該当者の方々と戸別に訪問し、お詫びと保険料の納入方法等を説明し、納入通知書をお渡し of のうえ、保険料納付へのご理解とご協力をお願いしたところだ。

公正かつ適正な事務処理を基本とすべき自治体の公的医療保険の賦課徴収事務において、今回その事務の処理に著しい遅滞があり、関係被保険者の皆様に多大のご迷惑をおかけしましたことは、事由の如何を問わず、当時の担当職員はもとより役場組織としても職務怠慢の非りを免れず、公的医療保険行政をはじめ、公務員の職務の遂行に対する信頼を損ねる事案であり、誠に遺憾であります。

関係被保険者各位並びに町民、議員各位に對しまして、心より深くお詫びを申し上げます。

現在、毎月の保険料納入通知書の作成・発付、歳入調定から収納に至る事務の執行状況等について、複数の職員で確認を行

うなどの内部牽制の励行と、管理監督に当たる職員の審査指導の徹底を図るとともに、同様の事案の再発防止対策の確立を急いでいるところだ。

なお、9月20日現在で、当該被保険者47名の皆様から保険料総額71万8,000円の納入をいただいているところですが、今後の公金の収納管理並びに広域連合との事務処理の連携に遺漏のないよう最善の注意をしてまいります。

また、本件事案については、退職した当時の職員を含めて、改めて関係職員から事情聴取等を行い、その検証と反省を踏まえて、厳正かつ適切な対応措置を講ずるとともに、再発防止対策を徹底し、信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

国の雇用創造委託事業採択

全国15地区北海道1地区(積丹町)

国の委託事業である「実践型地域雇用創造事業」2次募集への応募については、7月13日に開催された議会全員協議会でご報告させていただき、同日、積丹町地域活性化協議会として正式に国に提案書を提出しま

した。

その後、7月30日に行われた厚生労働省でのヒアリングには、同協議会の山本代表（町商工会長）及び町の担当課長が上京出席して、町の現状や本事業の実施による効果等について説明し、事業採択に向けてのプレゼンテーションを行ってきたところです。

その後、本事業については、9月20日、厚生労働省から北海道労働局を経由し、当町協議会提案の計画事業が、同月18日付で2次募集分全国15地区（内北海道1地区）の一つとして採択された旨の通知がありました。

今後は、事業実施の要件となっている「地域再生計画」について内閣府への承認申請を行い、認定を受けた後、北海道労働局と当町協議会との間で事業委託契約を締結し、12月1日から事業が開始される予定です。

9月分、通常通り交付

24年度地方交付税

24年度の普通交付税交付金が7月24日に決定され、当町においては、前年度と比べ9、

606万4千円（6.4%）増の15億7,669万1千円となり、臨時財政対策債と合わせた額では16億7,275万5千円（前年度比9,012万5千円、5.7%増）の決定額となり、24年度現行歳入予算額対比では、1億1,304万9千円の増となっています。

一方で、特例公債法案が成立していないため、国の今年度当初予算の歳入の約4割を賄う赤字国債が発行できない状況にあり、国は、地方交付税の9月交付分について、市町村分は通常どおりの交付を9月10日に行い、当町には4億1,597万9千円が入金されましたが、予算の執行抑制という異例の措置により、道府県分については減額して交付されています。

今後、11月分がどのように交付されるのかを含めてその動向に注視し、町の本年度の歳入予算における国・道支出金の収入状況が、今後の行政運営や町民生活に支障が生じないよう財政運営に留意してまいります。

遅れている

地域防災計画の見直し

東日本大震災の教訓を踏まえた地震・津波等大規模災害や原子力災害に対する抜本的強化をめざす国の防災基本計画の見直しや、災害対策基本法及び原子力災害特別措置法の改正などの新たな防災対策に沿って、全国の都道府県及び市町村の地域防災計画の見直しや修正が急がれています。

一方で、北海道日本海沿岸の津波浸水予測図の策定作業や国の新たな原子力規制機関の発足の遅れにより、計画見直しに係る国の具体的な方針の提示も遅れている状況にあることから、市町村の計画見直し作業への影響が懸念されています。

当町においても、22年度に策定した現行の積丹町地域防災計画の全体的な見直しと併せて、①地震・津波対策編、②原子力防災対策編の新たな策定を行うための準備作業が続けているところです。

また、当該計画の策定作業は、北海道地域防災計画との整合性の確保や新たな原子力防災対策の専門的特殊性を伴うなど、多

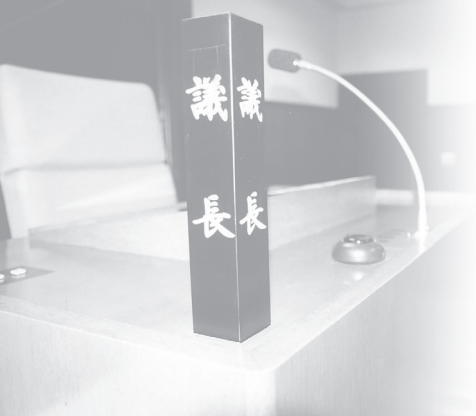
岐にわたり事務作業の量も極めて多いことから、今後の国・道の方針の動向や準備作業の進捗状況を見極めながら、国の財政支援措置も考慮の上、計画策定業務委託費の予算措置を適期に行い円滑な対応に努めてまいります。



▲現行の積丹町地域防災計画

過疎法5年間延長へ

現行過疎法の有効期限を平成33年3月31日まで5年間延長することを内容とする「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」が、衆・参両院において全会一致で可決され、関係政令とともに6月27日にそれぞれ公布され、同日施行されました。



今回の法改正は、東日本大震災の被災過疎市町村の中には、市町村計画で予定している事業を過疎法の期限内に終了できない団体が多数出てきており、また、被災していない過疎市町村も東日本大震災の影響により市町村計画で予定していた事業が遅延することが懸念されていることから、全国の都道府県と市町村で構成する全国過疎地域連盟が「東日本大震災による過疎法の期限延長等に関する要望」を、3月に関係国会議員及び総務省に対して行っていました。

の軽減に配慮し、償還期間の短縮や償還財源の減債基金への積み増しなどの対応を図ることとしたうえで、当該過疎債・ソフト分の有効活用を図ってまいりたいと考えています。

企画課関係

10年間で146億9千万円

前町総合計画実施計画

また、22年度から新設された「過疎対策事業債・ソフト分」については、財政力指数と基準財政需要額を基礎数値として各市町村の発行限度額を算定していますが、24年度からは、地方債計画額における全国の過疎債・ソフト分の発行限度額の合算額が計画額に達しない場合など一定の条件の下で、希望する市町村に対しては、発行限度額の2倍まで過疎債・ソフト分が発行できる制度運用の弾力化が図られることになりました。

当町では、24年度からの借入に当たって、後年度の財政負担

前第4次積丹町総合計画は、平成14年度から23年度までの10年間の計画期間が終了しました。

実施計画における10年間の実績は、総延べ計画件数202件、総事業費206億391万7千円に対し、延べ実施件数で178件、88%、実績事業費で146億8,957万4千円、71%となっています。

事業区分毎の実績額では、漁業、農業及び商工観光業などの振興を目的とした「産業の振興」が112億3,157万2千円（計画比73%）、公営住宅建設、簡易水道施設整備及び消防施設整備などの「生活環境の整備」が25億983万円（同72%）などとなっています。

婦美地区移住定住促進住宅

1世帯1名が入居

昨年度、国の過疎対策交付金により整備した婦美地区の2棟3戸の住宅は、1棟2戸を定住促進住宅として、町内に住民票を異動し居住する世帯を対象に、また、1棟1戸については、町内での生活を直接体験していた、たく移住体験住宅として、それぞれ町ホームページにより利用者の募集を行っています。

この内、定住促進住宅には、農業を目指している佐賀県出身の方（1世帯・1名）から応募があり、書類等の審査により入居を決定し、7月より居住をしているところです。

また、その他、数件の問い合わせ

わせはあったものの、他の1戸には正式な応募がなく、引き続き、募集を行っているところでした。

また、移住体験住宅は、8月に1組の利用がありました。

道内他市町村では、人口減少、少子高齢化が進む地域の再生や活性化に向けて、「北海道移住促進協議会（構成109市町村）」を組織するなど、移住・交流関連事業の積極的な取り組みが進められています。

当町においても、受入相談体制の整備や就労場所の確保など町内の産業経済団体とも連携を図り、また、同協議会への加入による当町のPRによる知名度の向上などの効果を検討しながら、当該住宅の有効活用と地域活性化に向けた取り組みを推進してまいります。



▲ 定住促進住宅

住民福祉課関係

ポリオ予防ワクチン

集団投与から個別接種へ
国の予防接種実施規則の一部を改正する省令が9月1日から施行され、ポリオ予防ワクチンが、これまでの2回の生ワクチン集団経口投与から、より安全性の高い不活化ポリオワクチンの4回の注射へと切替えになりました。

このため対象者は、町が委託した町立国保診療所外10医療機関で個別に接種を受けることとなるため、当町の本年度接種対象者19名分に係る当該定期予防接種費用について補正予算案を提出しました。

今年も負担軽減助成

65歳未満インフルエンザ予防接種

毎年多くの感染者が発生している町民のインフルエンザの蔓延防止と健康保持及び医療費の抑制に資するため、予防接種法で対象となっていない65歳未満の町民の予防接種の機会の拡大を図るため、本年度も町独自の予防接種費用の軽減助成措置を行うこととしました。

助成措置は、昨年度と同水準とし、課税世帯は自己負担を1人1回1,000円(約62%助成)、非課税世帯は無料とし、係る助成費用について補正予算案を提出しました。

余市協会病院への財政支援

前年度より当町の負担増

余市協会病院救急医療に係る財政支援については、22年度から北後志5町村が連携して行ってきたところですが、8月14日、同病院の事務部長他2名が来庁し、本年度の財政支援の要請がありました。

支援要請の内容は、23年度救急医療体制収支赤字相当額で総額2,500万円(前年同額)です。

また、同病院への休日を含む夜間の当町からの救急患者数は、22年度より46人多い128人の状況です。

町民の救急医療の確保の必要性から、同病院の救急医療体制の維持存続については、昨年同様、同病院と北後志5町村間で検討を重ね、協議が整いしだい関係町村と連携して財政支援に係る所要の補正予算措置を講じ

たいと考えています。

国保診療所関係

24年度運営状況について

8月末現在の外来患者数の状況は、延べ3,827人(1日平均36人)で、昨年同期と比較し573人、1日平均6人の減(前年度1日平均42人)という状況です。

また、余別、入舸管内からの患者送迎バスの運行については、8月末現在で延べ491人(43日間運行で1日平均11・4人)が利用し、昨年同期(42日間運行で延べ611人1日平均14・5人)と比較して120人減という状況です。

商工観光課関係

神威岬遊歩道復旧工事

現在、第一管区海上保安本部における実施設計が終了し、工事入札を9月中旬に執行後、工事に着手し、12月中の竣工予定と説明を受けています。

また、同遊歩道管理者である

町が設置した「安全防止柵」の復旧工事については、町が費用負担して、同部発注工事と同時に施工することになりました。

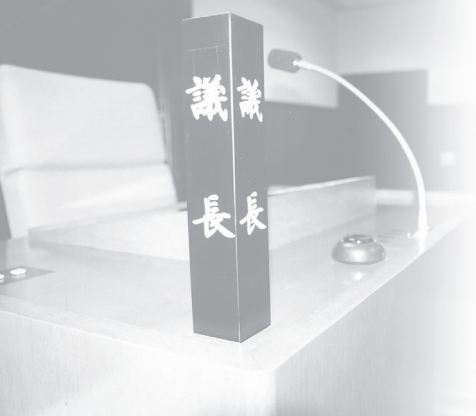
岬の湯しやこたん

12月から冬季営業

本年8月末における、岬の湯しやこたんの利用者数は、前年同月と比較して1,119人多い5万5,249人となっていますが、売上金額については、入館料引下げ等の影響により、前年より368万円少ない5,318万円となっているところ

です。
23年度の積丹町への観光客の入込数は89万6,294人となつていますが、その内4月から11月までの入込数が87万9,689人と約98%を占めており、同様に、岬の湯しやこたんについても、利用者の約87%がこの期間に集中しているところ

です。
このような状況を踏まえて、同施設特別会計における運営経費縮減対策として、本年度も、昨年と同様に12月から翌年3月までを冬期対策期間と設定し、
①営業時間の短縮 午前11時か



ら午後8時30分(1時間30分短縮)
②休館日の増加 水曜日に加え
木曜日も休館日とする

などの対策を講じ、引き続き運
営経費の縮減に努めてまいります。

今年度中の

プレミアム商品券増額

町内小売店の商品販売額は、
人口の減少や長引く景気の低迷
を受け、減少を続けており、経
済産業省が平成20年11月に公表
した「商業統計」においても、
町内の商品販売額は平成18年1
月の公表と比較して約10%減少
した13億5,126万円となっ
ています。

このような状況の中、町では、
これまでも消費の町外流出に歯
止めをかけるため、町商工会が行
うプレミアム商品券の販売事業
に対し助成支援を行ってきたと
ころですが、更に本年度の消費の
流出防止や活性化を図るための
対策として、同商工会からの要請
を踏まえて、今年度中のプレミア
ム商品券について、1,000万
円(券面金額1,200万円)の
増額を図ることとしました。

農林水産課関係

新規就農者3名に給付金

国の青年就農給付金事業

農林水産省は、新規就農総合
支援事業の24年度新規施策とし
て、就農意欲の喚起と就農後の
定着を図り、経営が不安定な就
農5年以内の農業者の所得を確
保するため、本給付金事業制度
を創設しました。

町では、「人・農地プラン」
を策定し、町内の要件該当者3
名の給付金総額450万円の要
望をしたところですが、6月28
日付けで承認されました。

25年度以降も「民・国」連携

積丹地域森林整備推進協定

20年11月に、石狩森林管理署、
札幌水源林整備事務所、積丹町
の三者により、共同施業団地を
設定し民有林と国有林が一体と
なって森林整備を推進すること
を目的に、全国では2番目、北
海道では初めての「積丹地域森
林整備推進協定」が締結されま
した。

同協定期間が本年度で5カ年
の最終年を迎えることから、8
月21日・22日の両日に当町で積

丹地域森林整備推進協定運営会
議が開催され、次期協定の取り
組み方向について意見交換や現
地視察を行い、同協定について
は、25年度以降も継続する方向
で検討することになりました。



▲共同施業団地(婦美六地区)の様子

今年度の放流は中止

ヒラメ稚魚放流事業

東しやこたん漁業協同組合
のヒラメ稚魚放流事業につい
ては、8月30日から31日に美
国、日司、余別の各沖合に総数
102,500尾の放流を予定
していましたが、8月27日に北

海道栽培漁業振興公社より羽幌
事業所の海水取水ポンプのトラ
ブルにより、飼育中のヒラメ稚
魚が全滅したことから、今年度

の供給を中止する旨の連絡があ
りました。

これにより、今年度の宗谷海
域から後志北部海域へのヒラメ
稚魚110万尾放流事業計画は
全て中止となりました。

現在、同公社で原因の解明と
今後の対応について、検討中
です。

建設課関係

建設工事等の発注状況

総契約金額1億4,003万円
6月16日以降、9月15日現在
までの建設工事等の発注状況
は、土木関係1件、建築関係7
件、水道2件、下水道関係1
件、計11件、工事契約金額5,
442万8千円であります。

現在施工中の主な工事は、野
塚克雪管理センター改修工事、
庁舎水道無停電電源装置取替工
事及び日司終末排水処理場引込
開閉盤取替工事などです。

委託業務は、土木関係1件、
林業関係2件、水道関係1件、
計4件、契約金額3,355千
円で、林業専用道婦美三地区線
計画設計委託業務及び水道施設
巡回点検委託業務が現在実施中

です。

工事及び委託業務を合わせた
総契約件数は27件、総契約金額
1億4,002万9千円です。

また、防災保管庫整備工事、
海拔表示板設置委託業務及び婦
美会館改修工事については、9
月下旬に入札を予定していま
す。

小泊河口護岸工事着手

美国川河川改修事業

8月30日、31日に地権者等の
関係者に対しての地区別説明会
を開催し、28名が出席されまし
た。

説明会では、河川管理者の道
小樽建設管理部から本年度の計
画事業として、柳町、寺町及び
栄町の各一部の用地買収及び物
件補償と、小泊側河口部の護岸
延長40mの工事施工を予定して
いることの説明があり、関係者
の皆様にご協力をお願いしたこ
ろです。

また、本河川事業計画用地内
の一部に、大正6年に旧所有者
の登記事項に所有権移転請求権
仮登記が設定されている事案に
ついては、現在の登記名義人等
関係者が、当該仮登記の設定解

除手続きを弁護士へ依頼し、引
き続き、仮登記設定権者の相続
人の追跡調査を行っているこ
ろです。

一方、地上権設定登記の抹消
を要する事案については、法的
対応による判決が結審し、本年
4月下旬に地上権が抹消された
との連絡を土地所有者から受け
ています。

300m間築堤嵩上げ工事

積丹川婦美地区溢水対策

一昨年来の豪雨畑地冠水災害
対策として、道へ要望中の2級
河川積丹川婦美地区高野地先に
ついては、道小樽建設管理部が
同河川溢水箇所約300m間の
築堤嵩上げ対策を実施することに
なりました。

同工事は、10月上旬に着工し、
本年12月末の完成予定です。

10月着工、12月完成予定

小泊地区国道越波対策工事

小樽開発建設部で夏期間の交
通事情への影響を考慮し、国道
護岸への消波ブロックの据付工事
作業を延期していたところであ
りますが、10月上旬から同工事に
着工し、12月末までに完成予定
です。

教育行政報告 (要約)



学校教育関係

後志中学校体育大会等

それぞれの種目で健闘

後志中学校体育大会は、6月
27日から後志の各町村を会場と
して開催され、積丹町からは水
泳、バドミントン、卓球、野球
の4種目に、個人及び団体とし
て出場いたしました。その結果、
水泳男子団体3位、バドミント
ン男子団体3位、男子ダブルス
3位と健闘しましたが、各種目
とも、小樽・後志地区代表決定
戦への出場は、なりませんでし
た。

また、9月4日に開催された
後志北地区新人戦においては、
バドミントン男子団体及び女子
団体で準優勝、男子ダブルスで
1位・2位、女子シングルスで
1位、卓球女子シングルスで3
位と健闘しました。

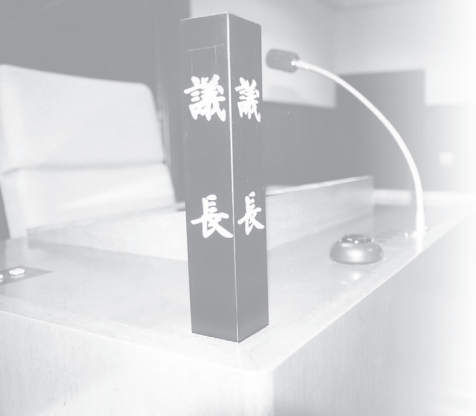
美国中学校吹奏楽部

昨年に引き続き銀賞を受賞

美国中学校吹奏楽部が、8月
4日札幌コンサートホールK i
t a r aにおいて開催された全
日本吹奏楽コンクール札幌地区
大会中学校C編成(25名以内)
の部において、銀賞を受賞しま
した。

同校吹奏楽部は、参加校中最
少の11名での参加となりました
が、日頃の練習の成果を発揮し、
堂々とした演奏を披露し、昨年
に引き続き銀賞を受賞すること
ができました。

この生徒たちの日々の努力の
結果に大きな拍手を送りますと
ともに、指導にあたった教職員
の皆さんの不断の努力を讃えた
と思います。



小学校陸上競技大会

1種目で大会新記録誕生

町内児童の親睦を深め、体力の向上を図ることを目的に、4校の小学生が一堂に会し、教育委員会主催・第38回積丹町小学校陸上競技大会が研修広場において、9月7日に開催されました。

当日は好天に恵まれ、トラック競技6種目、フィールド競技2種目と綱引きの合計9種目を予定どおり行いました。

その中で、3年女子走り幅跳びで大会新記録が生まれるなど、児童の体力向上が図られている様子が随所に見受けられました。



▲ 小学校陸上競技大会

キャリア教育

美中生徒が職業体験

生徒に職業観や勤労観を身につかせ、主体的に進路を選択する能力を育むことを目的に、毎年中学校で実施している職業体験を、9月5日、町内の商店、飲食店、農家、福祉施設、観光振興公社、国保診療所等で受け入れていただき、無事終了することが出来ました。

生徒からは、働くことの厳しさや楽しさを実感し、自分の進路などを考えるきっかけになったなどの声が寄せられ、保護者からは、「子どもの表情が変わり、自分に自信が持てたようだ。」など好評であったほか、受入れ先の方々からは、生徒の元気な様子や礼儀正しさなどに高い評価をいただきました。

各企業等におかれましては、子ども達を受入れ、温かいお心遣いをいただきましたことに対し、心よりお礼を申し上げますとともに、今後も、学校の取組みを奨励して参りたいと考えております。

教職員居住環境の整備・充実

美国地区に3棟4戸完成

経年劣化の著しい教職員住宅の整備については、23年度の繰越予算で措置されました国の「学校施設環境改善交付金」を活用して美国地区に3棟4戸の住宅を、建設中でありましたが、9月12日完成し、10月1日より居住を開始する予定です。

今後も国の交付金制度や良質な地方債を活用し、計画的な整備・充実に努めてまいります。

保護者との懇談会を開催

学校統合への取組状況

学校統合については、21年度に学校統合基本方針を策定し推進してきたところです。

地域との協議については、学校を取り巻く状況に大きな変化がなく、協議を実施しても進展が見込めないことから、実施してまいりませんでした。依然として、児童数の減少傾向が続くことや、昨年の東日本大震災を契機に、防災上の観点から学校の持つ機能や役割が見直されるなど、学校を取り巻く状況は大きく変わりつつあります。

この様な状況の変化を踏ま

え、改めて各地域との協議を実施することとしました。

地域との協議にあたって、教育委員による全員協議会を開催し、協議の進め方を検討した結果、まずは、保護者の理解を得ることが最優先であるという結論を得て、8月7日野塚地区、8月21日日司地区、8月22日余別地区で、それぞれの地区に教育委員全員が出向き、保護者との懇談会を開催しました。

懇談会の中では、「同級生がいなくて子供がかわいそうだ」と思っている。人数の多い学校へ行かせたい。」等の統合に賛成の意見がある一方で、「少人数校の良さもある。また、親としては、小学校は近くにあって方が安心だし、美国までの通学は子供の負担になる。」等の反対の意見など、多くの意見を頂きました。

これらの意見を踏まえつつ、教育環境の充実や防災上の観点など、総合的に検討を加えながら、より具体的な教育委員会としての考え方を取りまとめた上で、学校統合への理解をより一層深めて頂くために、保護者との懇談会や地域住民との懇談会

生涯学習関係

B & G スポーツ大会

北海道大会「水泳の部」

多くの選手が自己記録を更新

平成24年度B & Gスポーツ大会北海道大会「水泳の部」が8月5日に美幌町B & G海洋センターで開催され、当町からは、積丹ジュニアスイミングクラブ（B & G積丹海洋クラブ）の10名が参加しました。

開催地までは長時間の移動でありましたが、選手は疲れを見せず、多くの選手が自己ベストを更新し、中でも「小学生高学年女子の部50m自由形」では道内海洋センター所在地から22名の選手が出場する中、当町の6年生が優勝しました。

これも、日頃の練習の積み重ねであり、子ども達も努力次第で好成績につながることを知ったことと思います。

家庭教育の推進

児童16名が野外体験に参加

第3回少年教室「B & G野外体験プログラム」キャンプ体験講座を去る8月8日及び9日の2日間、小樽自然の村を拠点とし開催しました。この体験事業には、町内の児童16名が参加しました。

当日は好天のもとで、1日目は野外での火おこし体験や落ち葉や小枝を利用したクラフトづくり、炊事体験やナイトウォーキング等を行いました。

普段体験することができないプログラムに、子ども達は目を輝かせながら真剣に取り組んでおりました。

2日目は、山で雨に遭遇した場合のビバーク模擬体験などを



▲野外体験プログラムの様子

行いました。

参加した子ども達は、集団行動を通して社会性を養うと共に、事故や不測の事態に必要な知識を体験的に学習することや、自然の厳しさや優しさ、楽しさを体験し、自然に対する興味や関心を育てることができたと考えております。

審議された案件

報告第1号

平成23年度財政健全化判断比率等の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項（健全化判断比率）及び第22条第1項（資金不足比率）の規定に基づき、監査委員の意見を付して報告するものです。

（承認）

報告第2号

専決処分承認を求める件について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第4条の規定により、公用車の車両事故による損害賠償額

を定めることについて、専決処分したので、地方自治法第179条の規定により報告し、承認を求めるものです。

（承認）

議案第1号

積丹町暴力団排除条例の制定について

暴力団の排除を推進し、地域の経済の健全な発展への寄与や町民の安全で平穏な生活の確保に資するため、暴力団排除の推進に必要な事項を定める新たな町条例を制定するものです。

（原案可決）

議案第2号

積丹町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

積丹町過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更することについて、北海道知事との事前協議が整ったので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により議会の議決を求めるものです。

（原案可決）

議案第3号

平成24年度積丹町一般会計補正予算（第3回）について

青年就農給付事業費や消費活性化支援対策事業費のほか会館等管理費など現行予算に1,544万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億5,603万4千円とするものです。

（原案可決）

意見案第1号

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書

（原案可決）

平成 23 年度 財政健全化判断比率等の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、平成 23 年度決算における「健全化判断比率」及び「資金不足比率」を公表します。

■健全化判断比率

指 標 名	積丹町	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	15%	20%
②連結実質赤字比率	—	20%	30% (注 1)
③実質公債費比率	6.1%	25%	35%
④将来負担比率	84.6%	350%	— (注 2)

* (注 1) 連結実質赤字比率については、3 年間の経過措置が設けられています。(平成 20～21 年度決算: 40%、平成 22 年度決算: 35%、平成 23 年度以降: 30%)
* (注 2) 将来負担比率には財政再生基準はありません。

■⑤資金不足比率

会 計 名	積丹町	経営健全化基準
簡易水道事業特別会計	—	20%
下水道事業特別会計	—	20%
産業交流雇用対策推進事業特別会計	—	20%

* 一般会計からの繰り入れなどにより資金不足を生じていないため「—」表示しています。

5 つの指標のみかた

- ① 実 質 赤 字 比 率 … 一般会計の赤字が、町税や普通交付税の財源の規模である標準財政規模に対してどのくらいの比率になっているかを見るものです。
- ② 連結実質赤字比率 … 全ての会計の黒字や赤字を合算し、積丹町全体での赤字の程度が標準財政規模に対してどのくらいの比率になっているかを見るものです。
- ③ 実 質 公 債 費 比 率 … 借入金の返済額に準ずる経費の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を見るものです。この割合が 18% 以上になると新たな借り入れをするために国や道の許可が必要となり、25% 以上になると借り入れが制限されます。
- ④ 将 来 負 担 比 率 … 一般会計の借入金や、将来支払っていく可能性のある負担等のうち、現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを見るものです。
- ⑤ 資 金 不 足 比 率 … 公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して標準化し、経営状況の健全度を見るものです。積丹町では 6 つの特別会計がありますが、そのうち簡易水道事業・下水道事業・産業交流雇用対策推進事業（岬の湯しゃこたん）の 3 つの特別会計が対象となります。

監査委員の財政健全化 判断比率等審査意見 (抜粋)

1. 実質公債費比率について

早期健全化基準の 25% を大きく下回っており健全な状態である。今後も、起債の発行の抑制など財政健全化対策を一層、推進すべきである。

2. 簡易水道・下水道特別会計

資金不足は発生していないが、歳入不足額を補うため一般会計からの繰入金で処置している。独立採算制に近づけるため加入率の向上や使用料の滞納対策など、歳入の増加に対する施策が必要である。

3. 産業交流雇用対策推進事業特別会計 (岬の湯しゃこたん)

独立採算制に近づけるため経営手法等、抜本的な対策が急務である。

平成 23 年度財政健全化比率が確定

いずれの基準も法の適用をクリア

平成 23 年度の町財政健全化比率が、9 月 28 日開催の第 3 回定例会で報告され、承認されました。

平成 23 年度は、約 2 億 3 百万円の黒字決算(実質収支)で、赤字が生じていないため、①実質赤字比率と②連結実質赤字比率は該当しないため「—」で表示されています。

また、③実質公債費比率は 6.1% (前年度 4.9%)、④将来負担比率は、84.6% (前年度 93.0%)、⑤資金不足比率については、「該当なし」といずれの基準も法の適用をクリアしています。

しかし、各特別会計は、一般会計から多額の※基準外の繰入金により収支の均衡を図っている状況が続いており、今後の健全な財政運営を維持するうえで、大きな課題となっています。

※基準外繰入金とは、特別会計が一般会計から繰り入れる経費のうち、総務省が示した基準等に合致しない繰入金のことです。主に赤字補填のために繰り入れる経費をいいます。